

沖縄振興特別措置法等の改正及び平成24年度沖縄担当部局予算の概要について

平成24年4月4日
内閣府

平成24年度以降の新たな沖縄振興策

内閣府沖縄担当部局

振興策全体の基本方向

- ①沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展
- ②我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の「万国津梁」の形成

平成24年度沖縄振興予算(案)の総額:2,937億円 うち一括交付金:1,575億円

沖縄県の自主性の発揮

【予算】

- より自由度の高い沖縄の**一括交付金**を創設
 - ・沖縄振興特別推進交付金(仮称):803億円
 - ・沖縄振興公共投資交付金(仮称):771億円

【税制】

- 観光・産業の地域制度について、**県知事が地域指定**を行う仕組みに変更

【法制】

- 新たな沖縄振興計画(仮称)は、**県が策定主体**となり、国が支援

沖縄の優位性・潜在性を生かした産業の振興

【予算】

- 道路や空港の整備など国直轄事業を中心とした公共事業関係費等(1,111億円)

【税制】

- 情報特区、金融の特区の拡充
 - ・**所得控除率の引上げ**(35%→40%)
 - ・**専ら要件の緩和** 等
- 「**国際物流拠点産業集積地域**(仮称)」、「**産業高度化・事業革新促進地域**(仮称)」、「**観光地形成促進地域**(仮称)」の創設
- 発電用特定石炭、LNGに係る石油石炭税の免税
- 酒税、揮発油税の軽減
- 航空機燃料税の軽減(**宮古島・石垣島・久米島一本土間の追加**)
- 沖縄型特定免税店制度**の拡充

その他

【予算】

- 新たな**北部振興事業**の推進(50億円)
- 不発弾対策経費**を大幅に増額し、より一層強力に推進(24億円)
- 沖縄科学技術大学院大学**における沖縄の特性を活かした教育研究事業等を推進(104億円)
- 新たな公共交通システムの在り方の検討のため、**鉄軌道**等導入課題検討基礎調査を実施(1億円)

【税制】

- 特定の**駐留軍用地**内の土地を地方公共団体又は土地開発公社に譲渡した場合の**譲渡所得控除制度**(5,000万円)を新設

【法制】

- 新たな沖縄振興法制について、平成24年の通常国会に法案提出
- 駐留軍用地の跡地利用に関する規定を一元化した法案を平成24年の通常国会に提出

改正沖縄振興特別措置法のポイント

内閣府沖縄担当部局

「民間主導の自立型経済の発展」という沖縄振興の基本方向を大きく前に進めるため、沖縄振興計画の策定主体を県へ変更、一括交付金の交付など、県の主体性をより尊重した内容とするとともに、財政・税制面を中心とした国の支援措置を拡充

1. 沖縄振興計画等

- 国が「**沖縄振興基本方針**」を、県が「**沖縄振興計画**」を策定
- ※現行の県が「**沖縄振興計画**」の原案を作成し、国が決定する仕組みを変更
- ※県が策定する分野別計画（観光、情報通信、農林水産、職業安定）は廃止

2. 産業の振興

- (1) 観光の振興
 - ・**観光地形成促進地域を創設**（県知事が地域指定）※現行の観光振興地域を廃止
 - ・**通訳案内士法の特例を創設**（研修を受講すれば有償外国語ガイドが可能）
 - ・**エコツーリズム協定制度を継続**
 - ・**特定免税店制度を拡充**（免税対象に海路客を追加）
 - ・**航空機燃料税の軽減を拡充**（本土と宮古島、石垣島、久米島を結ぶ路線を対象に追加）
- (2) **情報通信産業振興地域及び特別地区を拡充**（対象業種の追加、「専ら」要件の緩和）
- (3) **産業高度化・事業革新促進地域を創設**（県知事が地域指定）※現行の産業高度化地域を廃止
- (4) **国際物流拠点産業集積地域を創設**（地域全体に所得控除適用、「専ら」要件の緩和）※現行の自由貿易地域、特別自由貿易地域を廃止
 - ・**税関等の業務を機動的に行う体制の整備等に関する努力義務規定を創設**
- (5) **金融業務特別地区の拡充**（「専ら」要件の緩和）
- (6) 農林水産業の振興に関する努力義務規定を継続
 - ・**漁業者に係る安全対策の強化等に関する努力義務規定を創設**
- (7) **電気の安定的かつ適正な供給の確保の拡充**（免税対象にLNGを追加）
- (8) 中小企業経営革新制度の特例を継続
- (9) 沖縄振興開発金融公庫の業務特例を継続

3. 雇用の促進等

- (1) 失業者求職手帳制度等を継続
- (2) **人材の育成等に関する努力義務規定を創設**

4. 文化の振興等

※赤字は主な新規・拡充事項

- (1) 地域文化の振興に関する配慮規定を継続
- (2) **良好な景観の形成、自然環境の保全及び再生に関する努力義務規定を創設**
- (3) **子育ての支援に関する配慮規定、障害を有する青少年等に対する援助に関する努力義務規定を創設**
- (4) **科学技術の振興に関する努力義務規定を拡充**
- (5) 国際協力・国際交流の推進に関する努力義務規定を継続

5. 均衡ある発展

- (1) 無医地区における医療の確保のための措置を継続、**無医地区以外の地区における医療の充実に関する配慮規定を創設**
- (2) 離島の地域における高齢者の福祉の増進に関する配慮規定を継続
- (3) **交通の確保等に関する配慮規定を拡充**
- (4) 離島の地域の小規模校における教育の充実に関する配慮規定、離島の旅館業に係る減価償却の特例を継続
- (5) **情報流通の円滑化及び通信体系の充実に関する配慮規定を創設**

6. 基盤の整備

- (1) 公共事業に係る国の負担又は補助の割合の特例、国の直轄事業の特例等の措置を継続
- (2) **一括交付金を交付する規定を創設**
 - ・県が作成する事業計画に基づく事業に要する経費を対象に交付金を交付（県が設ける基金の財源に充てることが可能）

7. 沖縄振興審議会

- 沖縄振興審議会の設置その他必要な規定を継続

8. 附則等

- (1) 平成34年3月31日限りで失効
- (2) **不発弾等に関する施策の充実に関する配慮規定を創設**
- (3) 「**沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律**」の一部改正（**酒税、揮発油税の軽減措置の延長、所有者不明土地の実態調査等に関する規定を創設**）
- (4) 「**簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律**」の一部改正（**沖縄振興開発金融公庫の統合期限の延長**）
- (5) 駐留軍用地跡地利用に係る規定を廃止し、「**返還特措法**」に一元化

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法のポイント

内閣府、防衛省

1. 法律の題名

○「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(返還特措法)」から「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に変更。

2. 基本理念の明記

- 法律の基本理念を新たに規定。
- ①沖縄の自立的発展及び豊かな生活環境の創造のための基盤としての跡地の有効かつ適切な利用の推進。
 - ②国は、国の責任を踏まえ、跡地利用を主体的に推進。
 - ③跡地の返還を受けた所有者等の生活の安定への配慮。

3. 返還実施計画に基づく支障除去措置

○国は、駐留軍用地跡地の所有者等に土地を引き渡す前に、当該土地の区域の全部について、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壤汚染・不発弾の除去等の支障除去措置を行う。

4. 拠点返還地の指定

- 従来の大規模跡地及び特定跡地の区分を廃止し、「拠点返還地」に一本化。
- 返還前に内閣総理大臣が拠点返還地を(5ha以上)を指定。
- 200ha以上の拠点返還地に、国の取組方針策定を義務付け。
- 200ha未満の拠点返還地は、跡地利用推進協議会における協議により国は取組方針を策定することができることを規定。

5. 駐留軍用地への立入りのあっせんに係る国の義務

- あっせんの申請を受けた場合の国によるあっせんを義務化。
- 申請者の求めがあった場合にあっせんの状況を通知。

6. 駐留軍用地内の土地の先行取得制度の創設

- 返還前に、内閣総理大臣が特定駐留軍用地を指定。
- 地方公共団体又は土地開発公社による特定駐留軍用地内の土地の取得を円滑に進めるための措置を規定。
- ※この制度に基づき土地が買い取られる場合の譲渡所得については、5000万円の特別控除の対象となる。

7. 給付金の支給

- 給付金支給の始期を、従来の「返還日の翌日から3年間」を「引渡日の翌日から3年間」に変更。
- 給付金支給後の特例給付金については、従来の特定跡地給付金・大規模跡地給付金の区分を廃止し、「特定給付金」に一本化。
- 特定給付金の支給期間の限度は、土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定めることを規定。

8. 駐留軍用地跡地利用推進協議会

- 沖縄担当大臣、沖縄県知事、関係市町村の長等により構成される跡地利用推進協議会を設置。

※この法律は、平成34年3月31日限りで失効

平成24年度税制改正のポイント

現行制度

ヒト 観光振興地域
・観光の振興を図る地域

情報 情報通信産業振興地域（「情報振興地域」）
・情報通信産業の振興を図る地域
情報通信産業特別地区（「情報特区」）
・特定の情報通信産業の集積を特に図る地区

カネ 金融業務特別地区（「金融特区」）
・金融業務の集積促進を図る地区

モノ 自由貿易地域（自貿）、特別自由貿易地域（特自貿）
・加工貿易振興を図る地域
産業高度化地域
・製造業等の産業高度化を図る地域

エネルギー 電気の安定的かつ適正な供給の確保
・石油石炭税の免税（石炭）

別復帰特 酒税、揮発油税の軽減措置

輸送 航空機燃料税の軽減措置

離島 離島の旅館業用建物等に係る特別償却

免税制度 特定免税店制度

新制度

観光地形成促進地域の創設
・地域の特色や観光資源を活かした観光地づくり

情報振興地域制度の拡充
・IT高度化を踏まえた対象業種追加（BPO等）
情報特区制度の拡充
・対象地域追加（うるま市）等

金融特区制度の拡充
・金融業及び金融関連業の更なる集積

国際物流拠点産業集積地域の創設
・新たな臨空・臨港型産業の集積
産業高度化・事業革新促進地域の創設
・ものづくり等の地場産業の支援

電気の安定的かつ適正な供給の確保
・石油石炭税の免税（石炭、**LNG**）

酒税、揮発油税の軽減措置（継続）

航空機燃料税の軽減措置（拡充）
・本土－宮古島、石垣島又は久米島間の航行便を追加

離島の旅館業用建物等に係る特別償却（継続）

特定免税店制度（拡充）
・海路旅客者を追加
・面積要件緩和

の利跡地 駐留軍用地の買取りに係る譲渡所得特別控除（拡充）

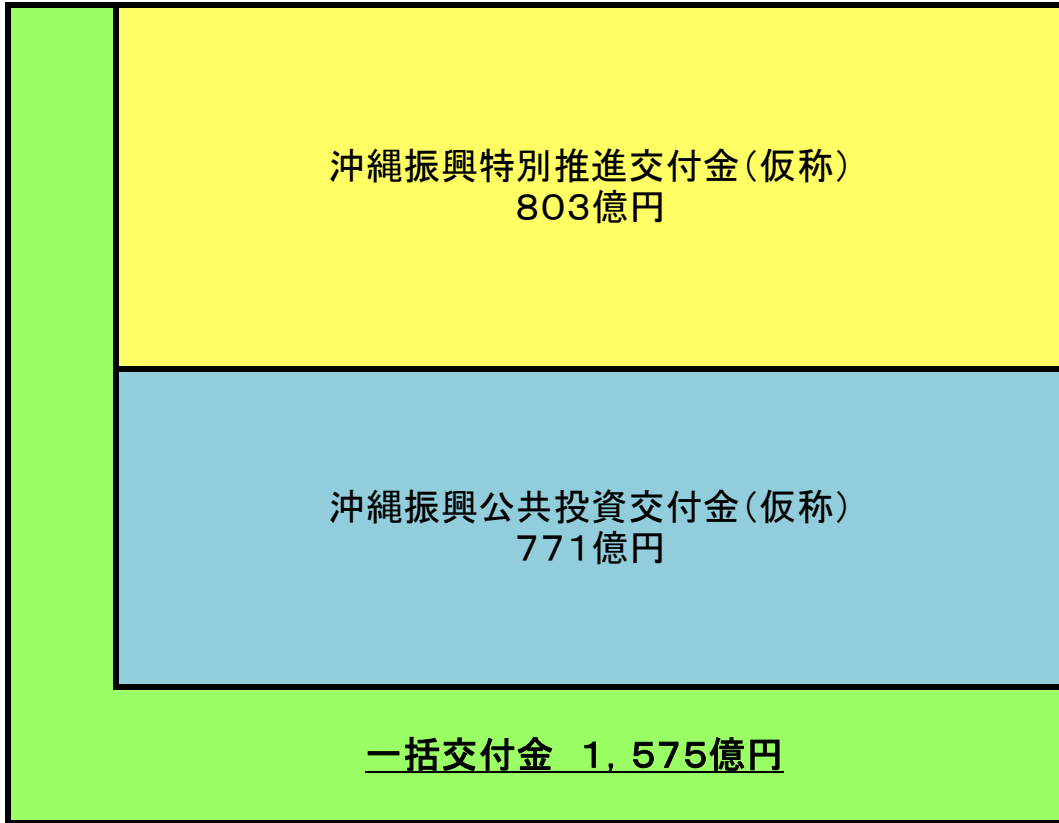
沖縄県知事が
地域指定

経済特区（所得控除）
「専ら」要件の緩和
（特区外事業所で実施可能な業務の新設等）
控除率の拡充
（35%→40%）

沖縄県知事が
地域指定

24年度 沖縄振興予算案について

24年度の沖縄振興予算案 総額2,937億円
(対前年度+636億円、+27.6%)



経常補助金 76億円	
・北部振興 25億円	・島田懇談会事業 26億円
・戦後処理(不発弾等) 24億円	等
投資補助金 450億円	
非公共事業	51億円
公共事業関係費	400億円 (北部公共 25億円を含む。)
地方向け補助金 526億円	

公共事業関係費(直轄事業)	661億円
大学院大学	104億円
沖縄総合事務局経費	52億円
その他	20億円
地方向け補助以外 837億円	

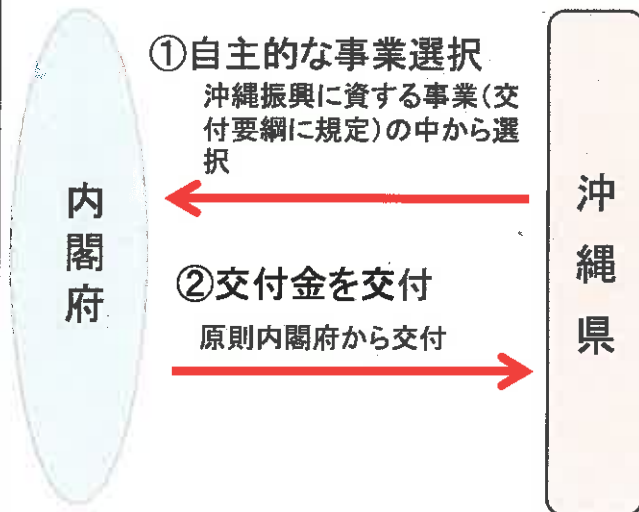
沖縄振興一括交付金（仮称）

- 沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施できる一括交付金を創設。
- 新たな沖縄振興法制に明記。
- 全国制度の一括交付金にはない「経常的経費」「市町村事業」をも対象。
- 補助金等適正化法を適用。交付要綱に基づき、沖縄振興に資する事業の中から、沖縄県が作成する「沖縄振興交付金事業計画」に基づく事業に要する費用に充てるための交付金を創設。
- 経常的経費である「沖縄振興特別推進交付金（仮称）」と投資的経費である「沖縄振興公共投資交付金（仮称）」に区分。

【スキーム】

沖縄振興特別推進交付金（仮称） （803億円）

年度途中で新たな事業ニーズにも対応可能とするとともに、沖縄振興に資するソフト事業などを対象とし、移し替えせずに原則内閣府で執行する沖縄独自の制度として創設。
執行手続きを可能な限り簡素合理化。



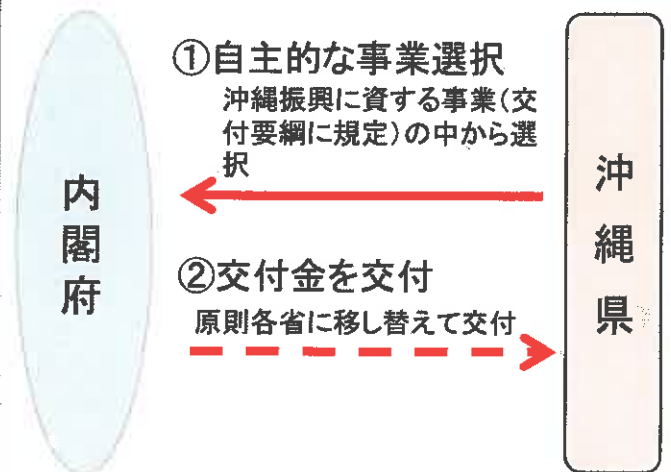
<交付率> 8/10

<対象事業>

- ・ 沖縄振興に資するソフト事業など

沖縄振興公共投資交付金（仮称） （771億円）

現行の沖縄振興自主戦略交付金を拡充（全国並び）するとともに、沖縄独自に対象範囲を拡大し創設。



<交付率>

- ・ 既存の高率補助を適用

<主な対象事業>

- ・ 交通安全施設整備費補助金の一部（警察庁）
- ・ 学校施設環境改善交付金の一部（文部科学省）
- ・ 水道施設整備費補助の一部（厚生労働省）
- ・ 医療施設等施設整備費補助金（"）
- ・ 農山漁村地域整備交付金（農林水産省）
- ・ 農山漁村活性化対策整備交付金の一部（"）
- ・ 農業・食品産業強化対策整備交付金の一部（"）
- ・ 水産業強化対策整備交付金の一部（"）
- ・ 社会資本整備総合交付金の一部（国土交通省）

平成24年度 内閣府沖縄担当部局予算(案)のポイント

- 平成24年度は現行の「沖縄振興特別措置法」の期限到来後の新たな沖縄振興のスタートを切る重要な年度。
- 沖縄振興予算(案)については、極めて厳しい財政状況の下、沖縄県の要望に最大限応え、前年度を大幅に上回り、総額2,937億円(前年度2,301億円、対前年度比636億円増、127.6%)(東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費56億円を含む)を確保。
- 沖縄振興のための新たな一括交付金については、沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施できる制度として「沖縄振興一括交付金(仮称)」を創設し、1,575億円を計上。
- 沖縄振興一括交付金は、沖縄独自の制度とし、投資的経費について現行の沖縄振興自主戦略交付金の全国並びを上回る拡充を行うとともに、経常的経費や市町村事業も対象とする。

I. 沖縄振興一括交付金(仮称)(1,575億円)

沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施できる一括交付金を創設(補助金等適正化法を適用)。

- ①【沖縄振興特別推進交付金(仮称)】803億円 交付率：8/10
他にはない経常的経費に係る沖縄独自の制度として、「沖縄振興特別推進交付金(仮称)」を創設。

執行手続きを可能な限り簡素合理化するとともに、原則内閣府執行とする。対象事業は、沖縄振興に資するソフト事業などとする。

- ②【沖縄振興公共投資交付金(仮称)】771億円 交付率：既存の高率補助を適用

沖縄振興自主戦略交付金を全国制度(地域自主戦略交付金)と同様に拡充するのに加え、更に沖縄独自に対象範囲の拡大を図り、「沖縄振興公共投資交付金(仮称)」を創設。

予算執行の責任の明確化などの観点から、これまでの事業と同様、原則各省に移し替えて執行。

Ⅱ. 一括交付金以外

- ① ^{おろく}小禄道路や新石垣空港など産業の発展を支える道路や空港の整備、県民生活を支える学校施設の耐震化や災害に強い県土づくりなどを実施するため、国直轄事業を中心とした公共事業関係費等を計上。
(1, 111億円)
- ② 県土の均衡ある発展を図るため、北部地域の連携促進と自立的発展の条件整備として、産業振興や定住条件の整備等を行う北部振興事業を実施。(50億円)
- ③ 沖縄になお多く残る不発弾等の処理を一段と加速するため、広域探査を更に推進するとともに、新たに民間による住宅等の開発工事における不発弾等探査に対する補助制度を試行的に実施するなど、不発弾等対策経費を大幅に増額し、より一層強力に推進。(24億円)
- ④ 科学技術の振興を図るため、平成24年秋に開学予定の沖縄科学技術大学院大学において学生の受け入れを開始するとともに、沖縄の特性を活かした教育研究事業等を推進し、教育研究機関としての根幹をなす第三研究棟の設計に着手。(104億円)
- ⑤ 新たな公共交通システムの在り方の検討のため、鉄軌道等の需要予測モデルの構築等を行ったこれまでの調査結果を踏まえ、想定ルート案を基にした諸課題の検討や県民の意識調査等を実施。
(1億円)